

表

司法試験平成30 民法		年 月 日		点数		※	
試験科目・回・問	試験地・クラス	受験番号		フリガナ	氏名		

答案用紙 1 頁

一. 設問1

1. 課題(1)

(1) Aが起す訴えの適法性

ア、まず「訴訟物」とは請求の中身とより当事者の紛争の中核とされている最小基本単位であって、実体法上の請求権をいうと解する。

明示ある一部請求訴訟における訴訟物は一部請求部分であると考えられる。

そう、本問において、Bの訴えはBがAに対して負う債務のうち150万円部分について存在を認めているから、明示ある一部請求訴訟であり、その訴訟物はAのBに対するBCによる共同不法行為(民法719条1項前段)に基づく損害賠償請求権のうち150万円を除く部分である。

これに対し、~~案~~ Aの起す訴えの訴訟物はAのBに対するBCによる共同不法行為に基づく400万円の損害賠償請求権である。

Bの訴えの訴状副本がAに送達されており、Bの訴えは訴訟係属しているから、~~は~~ Aが起す訴えは先行するBの訴えとの既判系で重複起訴禁止(民事訴訟法142条、以下法名略。)に反している。

イ、(1)重複起訴禁止の趣旨は訴訟経済、相争の^{二重}負担防止、紛争解決防止の点にある。

そこで重複起訴にあたるかは事件が同一であるか、すなわち当事者及び訴訟物の同一性を基準とすべきである。

(1) 両訴訟の当事者がA及びBであり、訴訟物が250万円の部分のAのBに対する共同不法行為に基づく損害賠償請求権が共通する。当事者及び訴訟物が同一であるから重複起訴禁止に反するものと思われる。

23 う。ゆえに、Aが起訴を Bの訴えに対する反訴として提起すれば
 24 乙地裁に併合審理を求めることができ、重複起訴禁止の上記趣旨に
 25 抵触しないといえる。

26 エ。したがって Aは反訴として Bに対して上記訴えを提起することになり、Aの
 27 起訴にかかる訴えは適法である。

28 (2) AはCをBとの共同被告とすることができる。

29 ア。まず ~~本件~~ 両訴訟における訴訟物の原因は本件事実という点及び
 30 Cによる共同不法行為であり、事実上同一であるといえるから共同訴訟(38条前
 31 段)の要件を満たす。

32 イ。では、Aが反訴として Bに対する訴えを提起した場合に、これと併合
 33 して本訴原告であるCに対して訴えを提起することができるか。明文より主観的
 34 追加的併合の可否が問題となる。

35 (ア) この点、かかる併合を認めると訴訟を複雑化させる上、軽率な提訴
 36 ないし濫訴が増える恐れがあり、原則として認めべきではない。

37 も、以上述べた弊害が生じない場合には認められても解する。

38 (イ) 本件において、Aの起訴は反訴として提起されるものである必要が
 39 あるという、Cに対して反訴を提起することになり、被告に併合の申立てを
 40 することができる、軽率な提訴ないし濫訴とはいえない。

41 したがって、AはCを共同被告として主観的追加的併合が可能であり、

42 AはCを共同被告とすることができる。

43 2. 課題(2)

44 (1) Aの訴え及びBの訴えはそれぞれ乙地裁、甲地裁という異なる裁判所に



裏

(注意事項)
1 答案用紙の取扱い
答案用紙の取替え、追加配布はしませんので、汚したり折り曲げたりしないでください。

2 答案作成上の注意
(1) 答案は横書きとし、解答欄の右側は、
(2) 答案は、黒インクのボールペン又は、
筆点となります。
(3) 答案を訂正するときは、訂正部分が横行
で書き直してください。
(4) 答案用紙の裏面に記載されている注意事項を
時間終了後に配付するものは何も記載しない。
(5) 答案用紙の裏面に記載されている注意事項を
3 その他
解答欄に受験者の氏名又は特定人の答案で

答案用紙 3 頁

45 提起される場合、Aの訴えは反訴として提起することになる(146条1項前
46 半、重複提起禁止に反しないから。
47 A. 付随訴訟は不在確認訴訟と異なり執行力があること、Aにお別訴提
48 起を認めないAは甲^{地裁}に有利な裁判所に提起する地位を失う
49 ことから、Aにお訴え提起は認めべきである。
50 1. したがって上記の場合にも Aの訴えは重複提起禁止に反せず適法
51 である。
52 二、設問2
53 1. 本問において BがAの診療記録に所蔵者として文書提出命令
54 申立て(221条1項)をするに對し、DはBがAの診療記録は秘密文書
55 (220条4項、197条1項2号)に該当し、文書提出義務はないと反論する
56 考えられる。しかし反論は認められるから
57 (1) まず、秘密文書^(同条)に該当するといえるためには 197条1項2号該当性及び
58 黙秘義務、非免除性^(同条)が認められる必要があるから。
59 (2) 本件では、Aの診療記録は医療法人Dが職務上知り得た事実
60 を含む書面であるといえる。
61 それ、上記記録はAのプライバシーに関する情報を含み、本来^{黙秘義務}秘密と
62 すべきものであるから。
63 また、Aはすでに上記記録の一部を提出しており、その情報の保護
64 を放棄しているから、黙秘義務は免除されているといえる。
65 したがって上記記録は秘密文書に該当せず、文書提出義務がある
66 といえ、上記反論は認められない。



書き添えてください。なお、解答欄の枠外（罫線部分及びその外側の空白部分）に記載した場合には、当該部分は採点されません。
 罫線は罫線で、1行の場合には罫線で消さないものに限る。で記載することとし、これ以外で記載した場合には無効答案として
 い。所載の記載のある答案は無効答案として採点となります。

67
68
69
70
71
72
73
74
75
76
77
78
79
80
81
82
83
84
85
86
87
88

三問目

(1) 主張Aについて

補助参加人の申立ては補助参加人としてできる訴訟行為である。これに
 するに当たっては（43条2項）、補助参加人は一切の訴訟行為ができる（45条
 1項）。

そこで、Bは第一審で補助参加をしてはくちAのために控訴できる。

したがって主張(ア)は ~~無効~~ 不当である。

(2) 主張(イ)について (42条1項)

「訴訟の結果」及び「利害関係」の意義が問題となる。

ア、この点、「訴訟の結果」とは主文の判断を意味し、「利害関係」とは
 法律上の利害関係に限られると解する。

イ、本件ではAのCに対する請求権が認められれば、BがAに弁済を
 するに必要である。請求権が認められれば、BがAに弁済を

しなくてはならぬ。請求権を行使する（民法442条1項）するのであるから

Bは法律上の利害関係があるといえる。補助参加人の利益があるといえる。

したがって主張(イ)も不当であり、控訴は適法であると判断すべきである。

以上